

平成24年第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月5日(水)から19日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月5日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
6日	木			
7日	金			
8日	土			
9日	日			
10日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
13日	木	連 合 審 査 会	10時	付託事件審査
		民生産業委員会	連合審査会 終了後	付託事件審査
		総務文教委員会		付託事件審査
14日	金	民生産業委員会	10時	付託事件審査
		総務文教委員会		付託事件審査
15日	土			
16日	日			
17日	月			
18日	火			
19日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成24年12月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年12月5日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年12月5日 午後1時28分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
- 日程第4 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
- 日程第5 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
- 日程第6 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
- 日程第7 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 日程第8 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
- 日程第9 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第10 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第11 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
- 日程第13 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
- 日程第14 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）
- 日程第15 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
- 日程第21 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標

- 日程第22 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第23 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第24 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第25 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例

平成24年12月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

まず、議会開会前に、執行部より報告がありますのでお受けいたします。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今議会の招集につきましては、11月30日付けで告示し、同日付けで議案を送付いたしました。

これは町長の判断及び指揮により行ったものであり、町長自らが意思決定し、職務権限を行使出来る状況では、職務代理者を設置してきておりません。

しかし本日、町長の容体が急変したとの連絡を受けました。現状としては町長自らが意思決定出来る状況ではないと思われまます。従って、町長が送付された議案に係る議会对応につきましては、私が代理人として対応させて頂きたく、ご理解頂きますようお願いいたします。

開議 13時02分

○議長 川野 高實君

只今から平成24年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長に代わりまして地域包括支援センターの市町村への移行について行政報告いたします。地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、平成18年度から福岡県介護保険広域連合では、支部を単位として設置運営されてまいりました。

しかし、平成24年度の介護保険制度改正で、地域に於ける介護、予防、生活支援、医療、住まいの一体的提供を目的とした地域包括支援システムの推進が盛り込まれたことにより、各市町村が実施している介護予防事業や、様々な高齢者施策との連携を、より緊密に行うことが必要となりました。

このことから、より効果的なシステム構築と推進を可能とするため広域連合では、今後は地域包括支援センターを市町村単位で設置、運営することとされ、設置の体制が整った支部から順次移行することとなりました。

鞍手支部におきましては、1市2町で協議の結果、平成25年度から移行することとなりましたので、本町におきましては福祉人権課の所掌事務に組み入れ、総合福祉センター内に設置することといたしました。また移行後の地域包括支援センターにつきましては、市町村が運営主体となりますが、広域連合から市町村包括の運営費が各市町村に配分されますので、これを財源として運営いたします。

住民の皆様には町広報紙等によりお知らせすることといたしております。

以上、地域包括支援センターの市町村への移行について行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されています工事請負契約状況報告書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長に於いて10番議員 武谷保正君及び11番議員 宇田川亮君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月19日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第81号から日程第9 議案第87号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第3 議案第81号から日程第10 議案第87号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第81号は、地方独立行政法人くらはて病院への職員の引継ぎに関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法の規定に基づき、本町の病院事業及び介護老人保健施設事業の職員を地方独立行政法人くらはて病院に引き継ぐことに関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第4 議案第82号は、地方独立行政法人くらはて病院の重要な財産に関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人くらはて病院が保有する財産を譲渡又は担保に供しようとするときに、設立団体の長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものであります。

次に、日程第5 議案第83号は、鞍手町道路構造の基準に関する条例であります。本条例は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路の構造の技術的基準について条例を定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第6 議案第84号は、鞍手町道路標識の寸法に関する条例であります。

本条例は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第7 議案第85号は、鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例であります。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定公園施設の設置基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第8 議案第86号は、鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例であります。

本条例は、下水道法の一部改正に伴い、鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準等に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第9 議案第87号は、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例であります。

本条例は、水道法の一部改正に伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上が日程第3 議案第81号から日程第9 議案第87号までの7件の提案説明であります。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 議案第88号 及び日程第11 議案第89号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第10 議案第88号 及び日程第11 議案第89号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第88号は鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらす病気の設置に伴い、病院事業及び介護老人保健施設事業に関することの削除及び地方独立行政法人に関することの追加等の整備を要する7件の町条例を一括して改正するものであります。

次に、日程第11 議案第89号は、鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、都市公園法の一部改正により、都市公園の設置に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

以上が日程第10 議案第88号及び日程第11 議案第89号の2件の提案説明であり

ます。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 2 議案第 9 0 号は、鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院の設立に伴い、鞍手町病院事業の設置に関する条例外 2 件を廃止するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 9 1 号は、鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院の設立に伴い、鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例外 2 件を廃止するものであります。

以上が日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件の提案説明であります。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 1 4 議案第 9 2 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第 1 4 議案第 9 2 号の 1 件について提案説明を申し上げます。

日程第 1 4 議案第 9 2 号は専決処分の承認(平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 5 号)であります。

本補正予算は、1 1 月 1 6 日に衆議院が解散し、1 2 月 1 6 日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることから、1 1 月 1 9 日付けで専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ 8 6 8 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 6 億 3 0 4 万 4 千円としました。

以上が日程第 1 4 議案第 9 2 号の提案説明であります。

ご審議の上ご承認の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第93号は、平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算は、依願退職に伴う退職手当や病院事業会計への後期分の繰出金等の追加を行う一方で、県事業である西川改修事業におけるたぶ木橋の架け替え工事が次年度以降になることに伴う本町負担金の減額や、過疎対策事業債の減額に伴う対象事業費減額等の補正予算を行うものであります。歳入歳出それぞれ3869万4千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ66億4173万8千円としました。

次に、日程第16 議案第94号は、平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、医療機関へ支払う保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金、国庫支出金等の補正を行うものであります。歳入歳出それぞれ5653万7千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ23億3529万9千円としました。

次に、日程第17 議案第95号は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、国庫補助金の減額に伴い、委託料、工事請負費、補償費の減額等の補正を行うものであります。歳入歳出それぞれ7951万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5029万1千円としています。

次に、日程第18 議案第96号は、平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入や支出等の調整を行った結果、収入の総額を27億7906万4千円、支出の総額を27億7725万7千円とし、収支差引180万7千円の利益を計上しています。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分に伴う収支等の調整を行った結果、収入の総額を1億4852万2千円、支出の総額を2億5228万円とし、収支差引不足額1億375万8千円となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしています。

次に、日程第19 議案第97号は、平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、入所者や通所者の利用者数変更に伴う収支との調整を行った結果、収入の総額を3億645

6万2千円、支出の総額を3億5902万2千円とし、収入差引554万円の利益を計上しています。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、収入の総額を13万5千円、支出の総額を2334万5千円とし、収入差引不足額2321万円となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金から補填することとしています。

以上が日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第98号は、地方独立行政法人くらはて病院に承継させる権利についてであります。

本議案は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人くらはて病院に承継させる権利に係る公有財産、物品、債権等を定めるものであります。

次に、日程第21 議案第99号は、地方独立行政法人くらはて病院中期目標であります。

本中期目標は、設立団体の長である町長が法人の達成すべき業務運営に関する目標を定め、同法人に指示するものであり、同法人が策定する中期計画の指針となるとともに、業務実績評価の基準となるものであります。

以上が日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第22 議案第100号から日程第24 議案第102号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までの 3 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までは、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う関連議案であります。

本組合は、県内の市町村が災害に関する費用に充てるため、互助共済方式によって行う積立金等に関する事務を目的として昭和 4 8 年に設立されましたが、災害復旧に係る国の財政支援が充実され、設立所期の目的は達成されたことから、本年度末までで解散することとなりました。

解散するにあたり、解散後の事務処理を行うための規約の変更、組合解散議案及び財産処分に関する議案について県内構成市町村議会の承認を得るものであります。

以上が日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から、日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までの 3 件の提案理由であります。

ご審議の上ご承認の程よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 2 5 発委第 1 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

発委第 1 号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

議会運営委員会委員長 宇田川 亮

提案説明

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部が改正されたこと及び鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人くらて病院への移行に当たり、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）の規定に基づき、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。以上。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

発委第 1 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第 1 号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時28分

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
平成24年12月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年12月10日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年12月10日 午後1時03分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成24年12月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

会議に先立ち、去る12月5日に逝去されました柴田好輝町長に対し、ご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。

ご起立をお願いいたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

黙祷。

（「黙祷」開始）

お直り下さい。

○議長 川野 高實君

ご着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

尚、本定例会においては、一般質問の通告がありませんでした。

よって本日の一般質問はこれで終了します。

この際休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 13時03分

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
平成24年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年12月12日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年12月12日 午後1時58分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
- 日程第2 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
- 日程第3 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
- 日程第4 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
- 日程第5 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 日程第6 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
- 日程第7 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第8 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第9 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
- 日程第11 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
- 日程第12 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）
- 日程第13 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
- 日程第19 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標
- 日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

平成24年12月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

この条例が構造の技術的基準を定めるとなると、第4条に町道を新築し、又は改築する場合における云々と書いています。例えば町道認定する場合があります。昇格といいますか、新たに町道になるという場合はどういうふうになるのかということ。

もう一つは、中学校の統廃合に伴って通学路の安全という形で、今後改築する場合に、基準に合わない所が出て来るのではないかという気がします。

その場合の対処というか、本当にそういうのが出て来るのかも含めてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

新たに町道に認定する場合は、この基準に基づいた道路である分に関しては認定するような形を。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

1点目の町道認定でございますが、あくまでも、これまで従前どおり5戸以上の建ち並び、通り抜けという前提で認定は可能でございます。ただ道路整備を前提とした場合は、当然この基準というのが生きて来るのですが、現実には2点目で言われていますように、この構造基準にどうしても合致しない部分は当然でございます。ここは出来るだけこの基準に従って、準じて整備するというのが基本になろうかと思えます。

今回通学路等につきましては、部分改築というのを今考えています。いわゆる歩道、自転車道といったものは部分改築で対応していくように考えていますので、路線として全面的に、こういった基準に基づいて改築するというのは現実のところ非常に厳しいと。

ただ新設道路は、こういった基準に基づいて整備していくというのが基本になろうと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

6条、7条について、車線の数に4以上ある道路ということですが、今鞍手町の町道の中で車線が4つ以上ある道路はないと思えます。4つ以上の車線を持つような道路の計画も、私の知る限りではないと思えます。だとすれば6条、7条は必要になるのかどうかをお尋ねします。

もう一つですが、町道本町～今村線について、以前一般質問の中でもお尋ねしましたが、ここについては基準を満たしていないというような答弁がありましたし、また鞍手町単独ではなかなか改修も出来ないということで、県の力を借りてというようなご答弁も頂いていましたが、前回の議会の中で過疎地域の過疎債を使って、歩道を広げるというようなことも出ていましたが、歩道を広げれば、先程ありました4条の改築ということに当たるのかどうかもお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目の6条、7条関係、4車ということですが、道路は通常交通量が目安になります。正確ではないのですが、大体1万5000台以上になれば4車という可能性があ

りますが、ただそれだけでは4車ということにはなりません。いわゆる周辺道路が渋滞するとか、停止線の確保といった部分で大きく影響がある時に4車ということが出て来ます。

鞍手町もいま言われました北九州～鞍手線といった道路は、将来的に交通量が増えて来るといった状況になれば、当然に改築が必要になって来ると思われます。そういった部分でこういった条項も今回付けています。

それから先程言われました本町～今村線については、歩道整備という考え方で行きますので、いわゆる部分改築という考えでいます。先程言った4条とはちょっと違う観点から整備は考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

1点目の6条、7条についてですが、北九州～鞍手線の交通量が増えればということですが、それもこの間の質問の中で、橋が架かれば1万1千台ぐらいの交通量が見込めるというような答弁もありました。

交通量が増える可能性があれば、この条項もあっていいかと思いますが、それはその時に条例の改正で間に合うのではないかなと思います。現状、これが無くても十分この条例は機能するかなというふうには思います。

それに関連して、先程の今村線についても部分改築ということで4条には当たらないということですが、今言いましたように交通量が1万台を超える可能性もありますので、逆にこのことで、ここの道路の整備は基準を満たすような整備が必要になるのではないかなと思いますが、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

実際に本町～今村線ですが、1点目の北九州～鞍手線については、先般県に対する要望でも、いわゆる広域道路になるということから、県道に昇格して整備して頂きたいということは要望して参っています。それに対する県の回答としましては、経済状況等を考慮しながら今後検討したいという回答は頂いています。

もう1点の部分改築でございますが、基本的には2車であれば1車3.75取って歩道をとるとい部分でございます。現状は大体同じぐらいの幅員は確保出来ています。

ただ歩道が非常に狭いということですから、これをいかに確保するかという部分で、部分改築というふうに申し上げていますので、車道の部分は、規定上は概ね幅員はあると理解しています。

改築となりますと全線という話になって参りますし、この路線は都市計画道路というふうにしていますので、将来的には基準に従って整備するということとなります。

今回はあくまでも通学路の確保という観点から整備するということですのでご理解

解頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

これに該当する施設はどこがあるのかというのが1つです。それと設置の基準を設けるといいますので、その基準を満たしているのか、満たしていなかったら今後どうするのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

特定公園の設置については、基準を満たしている公園があるのかというご質問でございますが、町に関しましては特定公園というのが、都市公園の方は大谷自然公園と鞍手公園がございます。

基準でございますが、基準はなかなか大谷自然公園にしましても、鞍手公園にしましても、山沿いに出てきますので、高齢者が通るにはちょっと不自由なところがあると思いますので、基準は必ずしも満たしていないと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ちょっと補足説明をさせていただきます。今回この基準を設けましたのは、国が今まで定めていたものを、町自体が独自に定めていくというのが前提でございます。

今申しましたように、特定公園施設は大谷と鞍手公園があるわけでございます。建設課長が答弁しましたように、全て満たしている状況ではございません。

今後特定公園を新設する、或いは改築する際にこういった条件整備を行っていくということで条例を制定いたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程建設課長は特定公園はなくて、都市公園が鞍手公園と大谷自然公園というふうに言われたと思います。この特定公園施設自体は鞍手町にはないということでしょうか。

特定公園と都市公園の違いがよく分かりませんので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今言われたことは、私の方も理解していません。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時18分

再開 13時23分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今回条例を出しているのは特定公園施設という条例を出させて頂いています。これに該当する施設というのが、休憩所、駐車場、便所、炊飯場、こういった施設を指していています。そういった施設があるのが大谷と鞍手公園というふうに考えています。

改築とかをする場合に、こういった施設そのものを基準に基づいて整備して行くということで条例を出させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

提案理由の中で、法律が一部改正されたことに伴いということで、この条例を制定する必要があるということなのですが、今までもこの法律は平成18年からあったのだらうと思

ます。それが今なぜ鞍手町に、この条例を制定することが必要になったのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回提出しています議案でこういった基準を定めるものが幾つかありますが、これは地域主権戦略大綱に基づいて、義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということが、第1次一括法、また第2次一括法、これは、正式名称は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を高めるための関係法律の整備に関する法律というものですが、この中で、今までは国の基準、法律に基づくものの中で定められたものを、条例制定権の拡大によって、それぞれの地方公共団体が条例の中で定めることが出来ると。

その場合に、例えば国の基準があれば、その基準を参酌してそれと同じように定めることも出来ますし、県が定めればそれを参酌するというのであれば、それを参酌することも可能。また独自の基準を設けることも可能ということで、そういったものを整理しています。

この義務付け、枠付けの見直しにつきましては、全部で15法律、17項目が市町村に該当していますが、その内の9法が本町の場合該当していますので、それを上げています。

一番早かったものは、昨年12月に博物館法の関係で資料館から博物館に名称が変わった時に、その条例の改正の中で運営協議会の委員の委嘱の基準を設けています。それが一番最初でした。その後、社会教育法の関係の公民館運営審議会委員の委嘱基準が、24年の3月の議会に提出しています。

あと、公営住宅法の関係ですとか、道路法、今審議されています高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、河川法の関係ですとか、水道法、下水道法、都市公園法等が該当いたします。

県の方でも条例改正が行われています。9月にほぼ該当部分が上げられましたが、河川法と公営住宅法の一部については、9月の時点では、県の方でもまだ決まっていませんで、この12月の県議会に掛けられています。その結果を見て市町村の条例の中身については検討することにしていきますので、この河川法と公営住宅法の一部については3月の議会に掛ける予定としています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今の関連で、権限移譲はいいのですが、設置の基準を定めることによって、結局先程言われるように基準に合致していない部分が多々出て来るわけです。

それに対して法律は変わったのですが、財源の手当というのはあるのでしょうか。そういうものが見えているのかなと思ひまして。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的に公園等については、新設の場合は色々あるのですが、改築等については基本的に自主財源ということを前提にしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 89 号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 90 号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 90 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 90 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 91 号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 91 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 91 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

2款 総務費 8頁及び9頁について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

15款 県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費について14頁から16頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の2款 5目 財産管理費です。工事費、用地費が付いていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

公有財産購入費で、用地費で1625万9千円の方であると思いますが、この部分につきましては、現在三菱マテリアルが所有する土地6筆につきまして、歳出では用地費で、歳入では普通財産鉅害賠償登録金として同額を計上しています。

三菱との基本契約に定められた手続きによりまして、実際に金銭の授受は行わず、双方請

求書を発行し領収書を交わして相殺される形で、三菱から町へ土地が譲渡されることとなります。

具体的に、その土地ですが、大きく町内で3つの地域に2筆ずつ全6筆あります。一番目はインター付近で、中山字後牟田の山林2筆812㎡です。今後予想をされます開発等の用地として、活用できるものとして譲渡頂くことになりました。

2番目が、中山高ノ口の山林2筆で1225㎡、これは県道新延～植木線の延長工事において一部道路敷として県が今後買収予定をしている土地を予め町に譲渡して頂いたものでございます。

3番目が、木月字溝向及び字中牟田の雑種地2筆1446㎡ですが、これは現在、地域の生活道路として利用されている土地で、譲渡を受けた後もそのままの用途で使うこととしています。

工事費の290万9千円です。それは鞍手駅の駅舎の屋根の葺き替え工事を行うこととしています。老朽化のため剥がれ落ちている部分がありまして、今コロニアルの屋根材を使っていますが、これをフッ素樹脂塗装鋼板の屋根材に葺き替える予定としています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、16頁から20頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

16頁の民生費の老人福祉総務費の高齢者住みよか事業を60万マイナスというふうになっていますが、今の状況等を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 鯨坂 健二君

高齢者住みよか事業ですが、これは限度額が30万円で、当初5件の予定にしていました。実際に1件の申請がありましたが取り下げがあっています。この分で3件だけを予定ということで上げています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回2件分取り下げたということですね。

その下の福祉センターの施設費の工事費3600万円の減の説明をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この総合福祉センターの工事費3600万円につきましては、総合福祉センターの福祉棟のお風呂の給湯施設の改修費として、過疎対策事業債を充てて改修することとしていました。この過疎対策事業債につきましては、一次の要望の段階で21.6%カットする旨の通知がございまして、その関係で未着手の事業しか減額対象として落とせないものですから、この3600万円の事業につきましては、本年度は事業費を見送るという形にいたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

19頁の衛生費ですが、予防接種業務委託料が885万4千円付いていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

当初予防接種業務委託料に延べ5821人を見込んでいましたが、9月から不活化ポリオ、11月から4種混合が始まりましたので、その予防接種の人数の増加が967人見込み、今回上げています。尚、ポリオにつきましては、本年9月1日から生ワクチンから不活化ポリオに切り替わり、これによりまして接種方法も、これまで集団接種から個別接種に変更されました。集団接種の場合は生ワクチンの購入代で済んだのですが、個別接種になったことによりまして、6歳未満は9323円、6歳以上は8603円という予防接種業務委託料が必要になったことによりまして、今回補正予算として計上させて頂くものでございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、20頁から22頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

21頁の土木費の西川改修事業の4423万円減の中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

4423万円の中身ということでございますが、内訳としましては地質調査費、橋梁詳細設計費。

○11番 宇田川 亮君

理由を教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程、総合福祉センターの工事費の3600万円を説明いたしましたが、今回本年度過疎対策事業債で約4億円の事業費として一次要望をいたしました。7月の下旬に国の方より、一次要望から21.6%を減額する旨の通知がございました。

それに伴いまして、その段階で未着手の事業として、まず総合福祉センターの給湯システムの改修事業費分の3600万円落としました。

もう1つは、ここに上げています西川改修事業費として、これは県の事業ですが、たぶ木橋の架け替えの負担金として、過疎対策事業費を4400万円充てていました。このたぶ木橋の架け替えにつきましては、県事業が西川五差路の下流の方の土手の堤防の崩壊に伴いまして、今年度たぶ木橋の架け替え事業には着手出来ない旨の連絡を頂きましたので、その負担金の事業費を落とすという形になっています。全体として約8千万円の過疎対策事業費を落としています。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

若干補足をさせていただきます。

西川改修のたぶ木橋ですが、本来今年度事業着手という予定で予算計上させて頂いていました。これは地元調整もありますし、先程言いました五差路の下流、これも堤体の崩壊については、西川上流を今事業として上げているのですが、その事業の中に組み込んで、全体事業として整理したいということから、国の申請等に時間がかかっているということ、今年度着手出来ない見込みだということから、今回は落とさせて頂いて、新年度改めて計上させて頂こうと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、22頁から25頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。11頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

11頁から13頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標を議題とします。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

5頁の中期目標の5ですが、第5の2、耐震化への取り組み、現行の敷地では面積が少なく増築での対応が不可能で、今後、町と連携を密にして、新築移転に対する計画の策定準備を進めるといふふうにあります。中期目標ですから細かいものはないと思いますが、今後こうしたいという思いなのか、それとも具体的に進めて行くのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

この件につきましては、病院の検討委員会の中でも出ていました。

実際は東病棟とか、南病棟で耐震化構造が出来ていない部分がありますので、これにつきましては、今後中期目標に載せるということで、具体的にはこの4年間の間にどうのこうのというのは、今のところはありません。

準備につきましては予算の関係で、例えば剰余金が出た分につきましては、耐震化、新築に向けての予算を流用するとか、そういった形でやるということを知っています。

今回の目標を受けて中期計画を立てますので、その計画の中で、今私が言いましたように具体的に数字的なものは出すような計画になっています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

中期目標の期間が4年となっています。独法では3年から5年ということで決まって、4年間とされたのでしょうか、他の自治体、他の病院の評価委員会の中では3年とか、5年とかという期間を設定しているところがありますが、この4年とされた理由と、3年とか5年とか、そういう期間の設定について意見が出たかどうかをお聞きします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えします。

法律では3年から5年ということになっていまして、4年とした理由につきましては、理事長の任期が4年であるということで4年としました。それに対して評価委員会の方からは意見はありませんでした。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

診療報酬の見直しとか、介護保険の見直しが2年とか3年とか決まっていますが、そういう意見も勘案して期間を定めるということもなかったということですか。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

4年を是とする話につきましては、今言いました診療報酬と医療報酬の改定もあると。それは確かにあるだろうということで4年ということにはなっています。

ただそれが原因でどうのこうのということではなく、直接の大きな意見としてはございませんでした。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第99号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第100号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第100号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第101号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第101号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第102号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第102号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時58分

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成24年12月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成24年12月19日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成24年12月19日 午後1時47分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第69号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第70号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第71号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第72号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第74号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第76号 平成23年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第77号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第92号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う
関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な
特定公園施設の設置の基準に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第32 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標
(民生産業委員長報告)
- 日程第33 閉会中の継続事件

平成24年12月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第68号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定するものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第68号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第73号及び日程第3 議案第75号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は9月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第4 議案第69号から日程第10 議案第77号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 69 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 70 号 平成 23 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 71 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 72 号 平成 23 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 74 号 平成 23 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 76 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計決算認定。

議案第 77 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 69 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 70 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 71 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 72 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 74 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 76 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 77 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 69 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第70号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第71号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第72号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第74号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第76号 平成23年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第77号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第11 議案第92号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第92号 専決処分承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)。

本委員会は12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第92号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第92号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第92号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第92号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第12 議案第81号から日程第22 議案第102号までの11件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例。

議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例。

議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例。

議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号。

議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号。

議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について。

議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について。

議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について。

議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について。

本委員会は、12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
議案第 8 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
議案第 8 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 1 号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 2 号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 6 号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 7 号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 8 号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 3 号 平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 5 号 平成 2 4 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 8 号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第23 議案第83号から日程第32 議案第99号までの10件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例。

議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例。

議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例。

議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例。

議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例。

議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置に関する条例等を廃止する条例。

議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。

議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号。

議案第 97 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号。

議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標。

本委員会は 12 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 83 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 84 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 85 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 89 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 90 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 91 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 94 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 96 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 97 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 99 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 83 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 84 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 85 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 89 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 90 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 91 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 94 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 96 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 97 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 99 号について討論はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標について反対の立場で討論を行います。

鞍手町内及び周辺地域の人口動向を考慮し、高齢化に伴う充実した医療体制を整えるために整形外科の医療領域等の充実を図り、総合的な医療体制を確立することは地域及び周辺住民にとっても期待することが大きいと思われま

しかしながら、不足する医療機能の補完については、小児科の昼夜を問わない医療受診の機会を確保することが、子どもを持つ親の真の願いです。

小児科受診年齢は中学校卒業までです。町が子育て支援を言うのであれば、小児科の医療受診は大きな支援ではないでしょうか。

小児科の新設については、今まで何の努力もしていないとは思っておりません。絶対数が減っている小児科医の確保の難しさも理解出来ますが、この度新設される地方独立行政法人くらはて病院の当初の中期目標としては、小児科の設置に関し消極的な内容であると言わざるを得ません。

不足する医療機能を補完することは、地域住民にとって好ましいことと思いますが、若い世代が鞍手町を居住地として選択する、その大きなウエイトを持つ小児科の新設について積極的な対応、態度が伝わってこない、この中期目標を認めることは出来ません。

以上を理由として反対討論といたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 3 号 鞍手町道路構造の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 4 号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 5 号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 9 号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 90 号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 91 号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 91 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 94 号 平成 24 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 94 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 96 号 平成 24 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 96 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 97 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 97 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 99 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。
日程第 33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 武 谷 保 正

議員 宇 田 川 亮

平成24年12月19日

鞍手町議会

議長 川野 高 實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査